

原子力損害に対する賠償について（平成 23 年 5 月 3 日）

要 望 先			
緊急災害対策本部	本部長	内閣総理大臣	菅直人
国土交通大臣		大畠章宏	
民主党災害対策本部	本部長	岡田克也	
民主党福島県連災害対策本部	本部長	増子輝彦	
民主党	衆議院議員	渡部恒三	
自由民主党災害対策本部	本部長	谷垣禎一	
自由民主党災害対策本部	副本部長	大島理森	
自由民主党	衆議院議員	吉野正芳	
自由民主党	参議院議員	岩城光英	

※ 要望先については、順不同、敬称略としております。

第1回「(福島県)原子力損害に関する関係団体連絡会議」 におけるいわき市長意見

当地域では、M9.0の大地震、大津波、そして福島第一原子力発電所の事故といった、これまで経験したことのない、多重の大災害に直面し、かつてない極めて困難な状況に置かれています。

特に、原発事故以来、周辺住民と近隣自治体の住民は、放射性物質への恐怖や長引く避難生活からの疲弊に耐えながら生活しています。

また、放射線量が低く安定しているにも関わらず、食料品や水、ガソリン、医薬品など生活関連物資などの物流や、人的支援が滞るなど、風評被害によって、住民の日常生活に大きく支障を来たしました。

併せて、一部の農畜産物やコウナゴから基準値を超える放射性物質が検出されると、再び風評被害によって、他の安全な農林水産物や工業製品、そして商業・観光業等のサービス業などにおいて、取引中止や制限がなされるなど、産業全般にわたって、大きな打撃を受けています。

このような中、この地域の住民が、生活再建へ向けて、明日への希望を、いかにして繋いでいくかが、今、まさしく求められています。

- ① このことから、本件事故が及ぼした全損害については、国及び東京電力の責任において、早急に、誠意を持って補償を実施し、かつ事故の終期に至るまで、交渉・支払い、その他の業務を全うすることを求めます。

- ② また、判定指針の策定に当たっては、
- まず、賠償範囲の地域的な判断においては、避難等指示区域により区分する方向性が検討され、今般、一次指針が示されたところであります。
しかしながら、いわき市では屋内退避の対象として指定されたのは、一部であったにも関わらず、食料品、ガソリン及び復旧に要する資機材などの輸送が中止されたり、モノやサービスの取引中止・制限がなされるなど、市民生活や産業などに、多大な被害を受けたところであります。
このような実態を踏まえて、賠償範囲の地域区分については、安易に形式的・画一的区分を行うことなく、いわき市全域を対象とすること。
 - 次に、賠償範囲の性質的な判断においては、東海村JCO臨界事故の例にとらわれることなく、直接損害のみならず、風評被害や精神的損害などの間接損害を含め、広く賠償の対象とすること。
 - そして、賠償範囲の分野的な判断においては、農林水産業に限らず、商工業や観光業をはじめ、あらゆる産業や市民生活上の損害を賠償の対象とすること。以上を求めたいと思います。
- ③ さらに、本件事故の影響によって、不安を抱えながら生活の再建や事業の再開をしなければならない住民や事業者に対して、その心理的負担の重さを十分に斟酌し、仮払い等を含めた、速やかな支援と補償を実施することを強く求めます。